

めいほうスキー場利用約款

めいほう高原開発株式会社（以下、「当社」という。）は、当社が管理するめいほうスキー場（以下、「当スキー場」という。）管理区域内の利用について、以下のとおり「めいほうスキー場利用約款」（以下、「当約款」という。）を定めます。

1. 適用範囲

当スキー場を利用するにあたり、当スキー場利用者（以下、「利用者」という。）は、当約款に同意の上、当社に対し、当約款に基づく利用を申し込むものとし、当約款を内容とする契約が成立するものとします。当約款において、「ペット」とは、利用者が同伴する動物をいいます。なお、当約款に定めのない事項については、関係法令の定めに基づく他、全国スキー安全対策協議会の定める「スノースポーツ安全基準2013年10月改定版」、または社会通念上の行動に準じるものとします。

2. 行動規則

スキー・スノーボードには、さまざまな特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、利用者 各人の行動には、自分自身の事故防止と他の利用者の安全に対して責任ある行動が求められます。特に、次の事項には、ご注意ください。

① 他の利用者への危険行為の禁止

スキー場では、決して他の利用者の身体や持ち物に危害を与えないでください。

② 滑降時の一般的注意

常に前方をよく見て滑り、体調・技能・地形・天候・雪質・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも他の利用者や物事を避けられるような滑り方を選んでください。

③ 先行者への配慮

後方や上方から滑ってゆく人は、先を滑っている他の利用者の邪魔をしたり、危険がないように進路・速度を選んでください。

④ 追い越し

追い越すときは、追い越される他の利用者がどのような行動を取っても危険がないよう十分な間隔を空けて追い越してしてください。

⑤ 周囲の確認 コースに合流するときや、斜面を横切るとき、また滑り始めるときには、前方・後方、左右に注意して、自分自身にも他の利用者にも危険のないよう確かめてください。

⑥ コースをふさぐ行為の禁止

コース内で不用意に立ち止まらないでください。狭い所や、上方からの見通しがきかない場所は特に危険です。また、転倒した時はできるだけ速やかにコースをあけてください。

⑦ コース利用時の注意事項

コース内を登る時、歩く時、また立ち止まる時は、コースの端を利用してください。また、視界が悪い場合には、上方から滑ってくる他の利用者特に注意をしてください。

⑧ 流れ止めの装着

転倒時など、用具が身体から離れた場合、斜面を流れていき、他の利用者に危害を及ぼす恐れがあります。用具を利用する際は、流れないように工夫された装置を必ずつけてください。

⑨ 安全用具の着用

滑走の際はヘルメット等の安全用具を着用するよう努めてください。

⑩ 保険加入の勧め

利用者は、事故に備えて予め傷害保険や損害保険等に参加するよう努めてください。

⑪ 標識や警告・指示の遵守

標識や掲示物・放送等スキー場の警告に注意し、ゲレンデパトロールやスキー場係員の指示に従い、事故防止に努めてください。

⑫ 引率者・指導者の責務

個人やグループまたは団体を当スキー場に案内し、利用者を指導、監督、介護する者（以下「引率者・指導者」といいます。）は、当約款を率先して遵守してください。引率者・指導者は受講者に滑走技術を教えるだけでなく、当約款に定める事項および安全に滑走する方法も指導してください。引率者・指導者は他の利用者の妨げになるような方法や場所で指導することは控えてください。引率者・指導者は、天候、雪質、コース状況等を考慮し、受講者に不適切な課題を課したり、危険に遭わせたりしないように指導してください。

⑬ 受講者の責務

受講者は他の利用者に対して何の優先権も持ちません。受講者は、引率者・指導者の指示、注意に従うだけでなく、自ら当約款に定める事項を守って行動してください。

⑭ 子供の保護者・付添人の責務

保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないようにしてください。保護者・付添人は、子供に対し、当約款に定める事項について教えるよう努めてください。

⑮ 相互扶助および協力義務

事故に遭遇した場合は、自分自身がその事故の当事者かどうかにかかわらず、救急活動やスキー場係員への通報にご協力ください。また、その際、当事者・目撃者を問わず、身元を確認させていただくことがあります。

3. 注意事項（リフト乗車時の注意事項）

リフトの利用時には、次のことを守ってください。

1 乗車時について

- (1) リフトの乗り降りに不安のあるお客様は、係員まで申し出てください。
- (2) スキー、ボードを正しく前に向けてお待ちください。
- (3) 乗りそこねたら、直ぐにリフトから離れてください。
- (4) ストック等が隣のお客様に迷惑にならないようご注意ください。
- (5) リュック、衣類等のひもにご注意ください。
- (6) ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたたんでください。

② 乗車中について

- (1) セーフティバーを下ろし、深く腰をかけてください。
- (2) 乗っている時は、次のことを行わないでください。
 - ・イスから飛び降りること、イスを揺らすこと。
 - ・イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
 - ・ストック等で柱などにさわること。
- (3) 乗車中は、見の廻り品や物品の落下にご注意ください。空き缶等、その他の物品を乗っているリフトから投げ捨てないでください。
- (4) リフトが止まっても飛び降りないでください。
- (5) 気象条件により、稀にリフト上部から黒い水が落下する場合がございます。リフトの構造上、上記現象を完全に防ぐことができません。万全を期しておりますが、ご乗車中に衣類に付着する場合があります。予めご了承の上、ご乗車ください。

③ 降車時について

- (1) 降り場が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進み、次のお客様の迷惑にならないよう注意ください。
- (2) 降りられなかったら、係員まで申し出てください

4. ペット同伴に関する事項【新設】

①ペット同伴に関する一般事項

当スキー場にペットを同伴する利用者は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 同伴できるペットは、狂犬病予防注射および混合ワクチン等の接種が完了している犬に限ります。
- (2) 発情期（ヒート）中または妊娠中の犬は同伴できません。
- (3) 前各号に定めるほか、他の利用者への迷惑または危険が及ぶおそれがあると当社が判断した場合には、同伴をお断りすることがあります。
- (4) 利用者がペットを同伴してリフトに乗車する場合は、当社の定める基準および係員の指示に従わなければならないものとします。
- (5) 当社は、ペットの同伴乗車を許可する場合であっても、当該ペットの種類、大きさ、性質その他の事情により、乗車の可否を判断し、必要と認める制限を付すことができるものとします。
- (6) ペットの同伴乗車は、ペットをキャリーバッグに収納するか、あるいはリード若しくはハーネスを確実に装着した上で抱きかかえる等の方法により、他の利用者及びペット自身の安全を確保しなければなりません。ペットを単独でリフトに乗せてはなりません。
- (7) ペットを同伴してリフトに乗車する者は、18歳以上でなければなりません。
- (8) リフト1搬器あたり、ペットは1頭までとし、複数頭を同時に乗車させることはできません。
- (9) ペットがリフト乗車中に逃亡、落下、負傷等の事故を生じた場合、又はこれにより利用者その他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (10) ペットが他の利用者に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼした場合、又は施設若しくは設備を汚損若しくは破損した場合には、当該利用者は、自己の責任と負担においてこれを処理解決し、当社に生じた損害を賠償するものとします。
- (11) 利用者は、リフト乗車前にペットの排泄を済ませ、乗車中に排泄行為をさせてはなりません。
- (12) 天候、運行状況、混雑その他安全運行に支障を及ぼすおそれがあると当社が判断した場合には、当社はペットの同伴乗車を制限し、又は禁止することができます。
- (13) 前各項に定めるほか、利用者が係員の指示に従わない場合、又は当社が安全確保のため必要と認める場合には、当社はペットの同伴乗車を拒否し、又は乗車の中止を命ずることができます。

②ペット同伴時の施設内利用に関する事項

- (1) ペットの施設内立入は原則として屋外エリアに限ります。屋内施設への同伴は禁止いたします。ただし、身体障害者補助犬法に定める盲導犬、介助犬、聴導犬についてはこの限りではありません。
- (2) ペットは常にリードを装着し、他の利用者や動物に危険を及ぼさないよう、飼い主が責任をもって管理してください。
- (3) 施設内や通路、駐車場、屋外休憩エリア等において、排泄やマーキングをさせないよう十分に注意してください。万一排泄等が生じた場合は、飼い主が速やかに清掃し、持ち帰るものとします。

- (4) ペットが他の利用者に恐怖感や不快感を与える行為（吠える、噛みつく、飛びかかる等）を行った場合、係員の判断により退場又は利用制限を求めることがあります。
- (5) 施設内でのペットの放し飼い、係留放置、建物や備品へのマーキング、食堂・売店等飲食施設への同伴は禁止します。
- (6) 当社は、ペットの行動又は管理不十分により発生した事故・損害について一切の責任を負わないものとし、利用者は自己の責任においてこれを処理解決するものとします。

5. 禁止事項

スキー場利用に関して次の事項を禁止いたします。

- ① 閉鎖されたコースや立入禁止の区域へ進入すること
- ② 他の利用者はもちろん人工や自然の物体に接近して滑走すること
- ③ 滑走式リフトの線路を指定以外の所で横断すること
- ④ リフトの運行を妨げる行為をすること
- ⑤ 雪上車両に接近すること
- ⑥ 表示物・掲示物・標識類を毀損すること
- ⑦ 空き缶・煙草の吸殻その他の物品を所定の場所以外に捨てたり、放置したりすること
- ⑧ いたずらにコースの中を靴足のままで歩くこと
- ⑨ リフト券の転売および転買により譲り受けた券を使用すること
- ⑩ アルコールや薬物の影響その他の事情により、心身が正常でない状態でスキー場へ入ること
- ⑪ 法令等で禁止されたこと
- ⑫ その他、他の利用者や自分自身の安全をおびやかすこと

6. 賠償請求および費用負担

- (1) 当社では、当約款並びにスキー場が定める行動規則および注意・禁止事項（以下「当約款等」といいます。）に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねるとともに、当社に損害または賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償または発生した費用を請求させていただきます。
- (2) 当約款等に違反し、スキー場管理区域の外に出た利用者またはその知人等から当社に遭難救助の申告があったときは、当社単独または当社と関係官公庁等が協力して救助活動を行いますが、当社は救助活動終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該利用者に請求させていただきます。

7. 不可抗力等

天災その他の不可抗力に基づく事由による場合または利用者の安全が確保できない恐れがある場合には、当スキー場の一部または全部の利用を休止することがあります。

8. 利用の拒絶

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、当スキー場の利用をお断りします。

- (1) 当スキー場利用の申し込みが、当約款によらないとき。
- (2) 利用者から、利用に際し当社で対応できない特別な負担を求められたとき。
- (3) 当スキー場利用が法令の規定または公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。
- (4) 泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき。
- (6) グレンデパトロールなど当社の係員の指示に従わないとき。

- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(令和4年6月17日施行)による指定暴力団および指定暴力団員ならびに反社会团体および反社会团体員等(暴力団および過激行動団体等ならびにその構成員)は当スキー場をご利用いただけません。
- (8) 前各号に掲げるほか、正当な理由があるとき。

9. 施設利用

利用者は次の各号に従ってください。

- 1 スキー場施設内における怪我、事故、盗難、車のトラブル、用具の破損等は、お客様個人の責任となり当スキー場は一切責任は負いません。
- 2 屋内へのペット同伴は禁止となります。誘導犬の場合は証明書の提示により同伴可能です。
- 3 レストランへのお食事の持込は禁止となります。乳幼児の為の離乳食のみ可能です。
- 4 混雑時の席取りや荷物による場所取りはご遠慮いただき、係員の案内や誘導に従ってください。
- 5 屋内は火気厳禁です。コンロ・バーナー等の使用および調理は固く禁止いたします。
- 6 場内での宴会や集会等、他のお客様の迷惑となる行為はお断りいたします。
- 7 駐車場内の除雪作業によりお車の移動をお願いする場合がございます。
- 8 当施設は指定された喫煙所以外は電子タバコを含め禁煙です。
- 9 施設内のコンセントの使用は禁止されています。携帯・スマホの充電は、スキーセンター1階の専用充電機をご利用ください。
- 10 当施設外で発生したゴミの持込は固くお断りいたします。

10. レンタル利用

- 1 怪我、悪天候によるリフトの運休等、いかなる場合においてもレンタル料金の払い戻しはいたしません。
- 2 数日利用のレンタル商品はすべて連日利用のみ可能となりますのでご注意ください。
- 3 スキー・スノーボードは、危険を伴うスポーツであり、けがなどの事故が伴うことを認識して使用してください。
- 4 スキー/ブーツ/ビンディングからなるシステムは、常にあるいはいかなる状況下においても、開放するとは限らないこと、また、開放すべき全ての状況を予測するのは不可能であることを理解し、スキー/スノーボード中の使用者の安全を保証しないことを承知した上で使用してください。
- 5 レンタル用品の選択、取り付け、メンテナンス、調整または使用に起因し、またはこれらに関連して発生する使用者本人または第三者身体や財産に対する損傷損害について、全ての責任は使用者自身が負うものとします。これらの損傷や損害に関しスキー場は責任を負いません。
- 6 レンタル用具は責任をもって管理・返却し、紛失や盗難にあった場合は損害賠償や損害に関するすべての責任は使用者自身が負うこととします。

11. 当約款の変更

当社は、必要と認めた場合、当約款の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、事前に当約款を変更する旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生日を当社ホームページにおいて公表するものとします。

2022年12月 8日 制定

2025年10月11日 改定